

みき通信

日本共産党 町議会議員
くぼたみき 活動報告



第61号 2016年7・8月合併号

発行 がんばれくぼたみきの会

連絡先 875-7126 (阿部)

あきらめず さらに前へ！

「野党は共闘！」を呼びかけ、市民が全国各地で大きな力を発揮した参議院選挙では、全32の1人区で野党統一候補が実現し、そのうち11の選挙区で自民党候補を抑えて当選を果たしました。日本共産党は、比例で5議席、東京選挙区で1議席と改選3議席から6議席へと前進しました。

改憲勢力が2/3議席を占めたとはいえ、選挙中安倍首相は改憲を語らず、国民は改憲発議を認めたわけではありません。福島では現職の法務大臣が、沖縄では沖縄北方担当大臣が落選し、国民の命や暮らしを犠牲して暴走する安倍政権への怒りが示されました。

ところで、選挙前の6月26日(日)今年3回目のくぼたみき議員の議会報告会が葉桜で行われました。参加された皆さんとの懇談の中で、長柄に建設予定の小規模多機能型施設(特養29名、ショートステイ20名、デイサービスなど)が話題になりました。1日も早く特養への入所を希望しているご家庭の話や、地域の高齢者を支えてゆくには、いつでも利用できる専門の場所と送迎も必要との切実な声が出されました。介護関連施設で働く人が不足している現状の中で、新しくできる施設で働く人を確保できるのかという、介護福祉士でもあるみきさんの心配が杞憂であればいいのですが。

大企業が大儲けし利益を蓄えても、労働者や国民には還元されず、社会保障は後退し続けているというのがアベノミクスの実態です。社会保障の財源だとして消費税増税に固執しなくとも、大企業や富裕層を減税して優遇しなければ財源になるのです。

議会で繰り返しとりあげ声を上げ続けることで、小さなことも実現しているとみきさんが強調していましたが、あきらめず声をあげて町を、そして国を動かしていきましょう。

細川慎一議員

懲罰特別委員会で「除名処分」

町議会議員 くぼた みき

覚せい剤取締法違反で執行猶予が付いた有罪判決を受けた細川議員。細川氏は逮捕後も議員辞職はせず、辞職勧告決議にも応じず、議会は4月8日に細川氏の住居が葉山町内に置かれていないことを要件に「議員資格を有しない」と決定し、失職させることができました。その後、細川氏は県知事に不服申し立てを行い、議会に7月15日付けで「議会の決定を取り消す」という決定書が県知事より送られ、細川氏は復職となりました。県知事の決定に議会は従わざるを得ません。しかし、町内に住んでいないことも認めながら、議会の決定が「違法」という決定に納得できません。議会は県知事に対し公開質問状を送付しました。

復職した細川氏に対し、改めて今後の方針等を聞くために7月20日全員協議会の場を設け意志確認を行いました。「辞職はまだ決められない。町内外の人の意見を聞き判断したい」と辞職の考えはありません。マスコミ報道にあった議員控室での覚せい剤使用は、「覚えていない。わからない」と繰り返していましたが、「議会前に、能力以上の力を発揮するために使用した」と初めて議会内で認めました。この事により懲罰動議が出され7月25日の本会議で「除名」が宣告され、細川氏は議員ではなくなりました。「もっと早くに懲罰除名が出来なかったのか。」とお叱りの声もありますが、議員控室での覚せい剤使用が、報道からでなく本人の発言で認めたことが懲罰動議に繋がっています。今後、細川氏が不服申し立てを行うかは分かりません。また、処分取り消しの訴訟を起こすかもしれません。しかし、町民の方の声、テレビや新聞報道、どの声も何一つ細川氏の行動を称えるものはありません。

「議員が法を犯しても執行猶予付きの実刑判決ならば失職はしない。」という、公職選挙法。この事件で改めて民意で選んだ議員職の重さを感じました。覚せい剤を使用した事、辞職しない事。想定外では片づけられません。公職選挙法の改正を求めました。